

完了検査申請手数料

床面積の合計（※１）		士別市審査物件 (法6条1項2号・3号)
30㎡以内のもの	特例なし	23,000円
	特例あり	15,000円
30～100㎡以内のもの	特例なし	27,000円
	特例あり	17,000円
100～200㎡以内のもの	特例なし	34,000円
	特例あり	23,000円
200㎡を超えるもの～	特例なし	43,000円

（※１）床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ算定し合計すること

◆確認申請

（１）当該建築に係る部分の床面積。ただし、（２）の１に掲げる場合及び移転する場合を除く。

（２）次の場合は、当該床面積を2分の1として算定する場合があるので注意すること。

１．確認を受けた**計画の変更**をして建築物を建築する場合(移転を除く)は、変更に係る床面積の2分の1。

ただし、床面積の増加する部分（増築部分）にあつては、当該増加する部分の床面積。

２．建築物の移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更は、計画に係る床面積の2分の1。

◆完了検査

（１）当該建築に係る部分の床面積。（移転した場合を除く）

（２）建築部の移転・大規模の修繕・大規模の模様替は、計画に係る床面積の2分の1。

（３）用途変更のみの場合は、手数料不要。ただし、（１）（２）に該当する場合は、（１）（２）による。

また、用途変更のみの場合は、完了検査申請ではなく工事完了届を行う。

（建築基準法第87条１項参照）

（４）省エネ法の検査を含む